

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	軽自動車税関係手続きに係る軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス連携システムとの外部結合について（対象車種の追加）
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

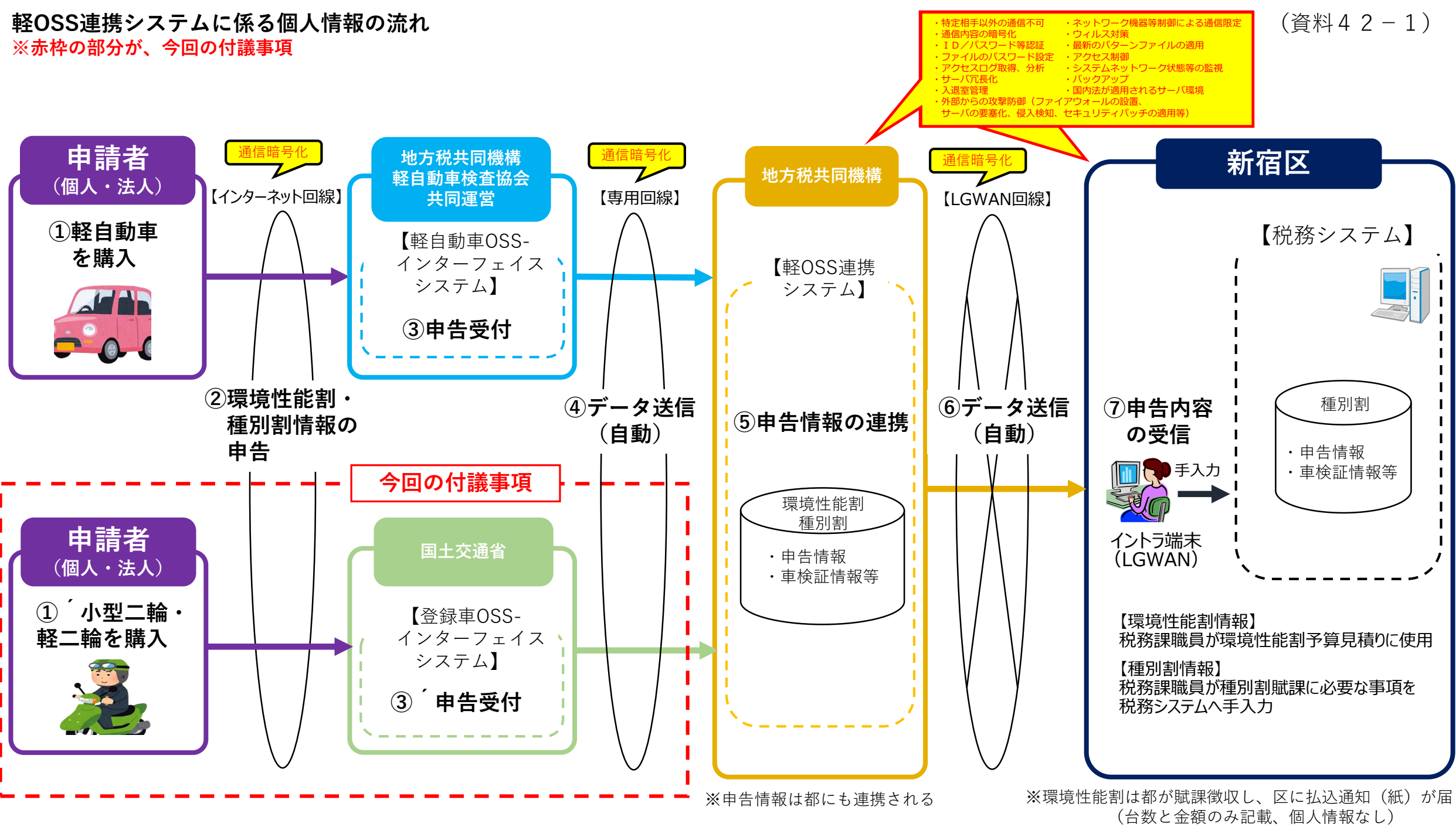
事業名	軽自動車税関係手続きの電子化（対象車種の追加）				
担当課	税務課				
目 的	令和 5 年 1 月より、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス連携システム（以下「軽 OSS 連携システム」という。）が開始されているが、その対象に排気量 126cc 以上の二輪車が追加される。軽 OSS 連携システムと結合することにより、税制改正に対応し、納税義務者の利便性の向上を図る。				
対象者	新宿区で課税する軽自動車及び二輪車の納税義務者（法人を含む）				
事業内容	1 概要 区では、令和 5 年 1 月以降、改正地方税法等に基づき、軽 OSS 連携システムに LGWAN 回線を結合し、三輪以上の軽自動車に関する軽自動車税（環境性能割・種別割）の申告書情報を受信している。（令和 4 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会承認済） 当時の税制改正では、小型二輪及び軽二輪についても、軽 OSS 連携システムの対象とされていたが、小型二輪及び軽二輪の届出を受け付ける国土交通省で、手続システムの準備が整っていなかったため、三輪以上の軽自動車が先行して軽 OSS 連携システムとの結合を行っていた。 この度、国土交通省において、手続システムの導入準備が整い、小型二輪及び軽二輪に関する令和 7 年 4 月以降についてのスケジュールが示されたため、軽自動車税（環境性能割・種別割）の申告書情報に小型二輪及び軽二輪を新たに追加する。 追加する対象車種のスケジュールは以下のとおり ①小型二輪・・・令和 7 年 4 月以降 ②軽二輪・・・令和 8 年 1 月以降 ※小型二輪・軽二輪のデータ連携は、既存の軽 OSS 連携システムを使用するため、新たなネットワーク設定は不要 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 地方税共同機構の軽 OSS 連携システムと区イントラネットを結合し、軽自動車税（環境性能割・種別割）の申告書情報に、小型二輪及び軽二輪のデータを追加して受信する。 3 想定件数 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>小型二輪</td><td>約 70 件／月</td></tr> <tr> <td>軽二輪</td><td>約 130 件／月</td></tr> </table> ※個人情報の流れは、資料 4 2－1 のとおり	小型二輪	約 70 件／月	軽二輪	約 130 件／月
小型二輪	約 70 件／月				
軽二輪	約 130 件／月				

件名 軽自動車税関係手続きに係る軽 OSS との外部結合について

※太字ゴシック(下線)は、令和4年度第3回情報公開・個人情報保護審議会承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者:軽自動車税(軽自動車及び 二輪車)の納税義務者 情報項目:資料42-2のとおり
結合の相手方	地方税共同機構
結合する理由	税法改正に伴い、全国一律で稼働する軽 OSS からの申告情報受信に対応するため
結合の形態	区の LGWAN 端末と軽 OSS を、LGWAN 回線(地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク)で結合し、データの受信を行う。
結合の開始時期と期間	令和7年4月1日から (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

軽OSS連携システムに係る個人情報の流れ
※赤枠の部分が、今回の付議事項



軽自動車税 OSS 連携システムに係るデータ項目**環境性能割と種別割の申告及び検査申請に係る項目**

受付番号、様式 ID、ファイルバージョン、手続種別 ID、申告区分、取得原因、取得原因（その他）、車両番号（標板文字）、車両番号（分類番号）、車両番号（仮名文字）、車両番号（番号）、納税義務者フラグ、所有者郵便番号（配達局番号）、所有者郵便番号（町域番号）、所有者住所 1、所有者住所 2、所有者氏名（漢字）、所有者氏名（フリガナ）、所有者生年月日（年）、所有者生年月日（月）、所有者生年月日（日）、所有者電話番号（市外局番）、所有者電話番号（市内局番）、所有者電話番号（加入者番号）、使用者郵便番号（配達局番号）、使用者郵便番号（町域番号）、使用者住所 1、使用者住所 2、使用者氏名（漢字）、使用者氏名（フリガナ）、使用者生年月日（年）、使用者生年月日（月）、使用者生年月日（日）、使用者電話番号（市外局番）、使用者電話番号（市内局番）、使用者電話番号（加入者番号）、旧所有者住所 1、旧所有者住所 2、旧所有者氏名（漢字）、旧使用者住所 1、旧使用者住所 2、旧使用者氏名（漢字）、旧車両番号（標板文字）、旧車両番号（分類番号）、旧車両番号（仮名文字）、旧車両番号（番号）、交付年月日（年）、交付年月日（月）、交付年月日（日）、初度検査年月（年）、初度検査年月（月）、用途、用途（その他）、自動車の種別、自家用事業用の別、車体の形状、車体の形状コード、車名、車名コード、型式、乗車定員 1、乗車定員 2、最大積載量 1、最大積載量 2、車両重量、車両総重量 1、車両総重量 2、車台番号、類別区分番号、原動機の型式、長さ、幅、高さ、総排気量又は定格出力、燃料の種類、有効期間満了日（年）、有効期間満了日（月）、有効期間満了日（日）、主たる定置場住所 1、主たる定置場住所 2、全国地方公共団体コード、旧主たる定置場、所有形態、所有形態（その他）、関わる者住所 1、関わる者住所 2、関わる者氏名（漢字）、関わる者電話番号（市外局番）、関わる者電話番号（市内局番）、関わる者電話番号（加入者番号）、種別割税率特例、申告年月日（年）、申告年月日（月）、申告年月日（日）、メモ欄、課税区分、課税区分（その他）、非課税等コード_環境性能割、車両本体価額、付加物価額、付加物内訳名称、課税標準額、税率（整数部）、税率（小数部）、環境性能割納付額、環境性能割税率区分、燃費（整数部）、燃費（小数部）、変速装置、構造、古物商許可番号、取得前の用途、取得前の用途（その他）、年数、軽自動車検査協会ラベル、前軸重、後軸重、型式指定番号、使用者氏名又は名称、所有者氏名又は名称、使用の本拠の位置住所 1、使用の本拠の位置住所 2、備考、グリーン税制関連情報

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。